

ま井かめ井するがきさんだ御ともにて其あひ五町ばかりへだてける。さきのせいは木戸口に行むかひたりければ、關守是を見て、すはやといふこそ久しけれ、百人ばかり七人を中にとりこめて、是こそ判官殿よと申ければ、つなぎおかれたるものども、ゆくへもゑらぬ我等に、うきめを見せ給ふ、これこそ判官の正玄んよとおめきければ、身の毛もよだつばかりなり、判官す、み出て仰られけるは、そもくはぐる山ぶしのなに事をして候へば、これほどにさうどうせられ候やらんと給へば、なんではぐる山ぶし、九郎判官殿にてこそおはしませと申ければ、此關屋の大將軍はたれ殿と申ぞととひ給へば、當國の住人つるがのひやうゑか、の國の井上左衛門と申人にて候へ、兵衛はけさ下り候ぬ、井上は金津におはすると申ければ、玄うもおはせざらん所にて、はぐる山ぶしに手かけて、主にわざわひかくな、そのぎならば此おひの中にはぐるのござんげんの御正體、くわんをんのおはしますに、此關屋を御むる殿とさだめて、八重の玄めをひきて御さかきをふれとぞ仰られける、せき守ども申けるは、げにも判官にておはしませずば、そのやうをこそ仰らるべく候に、主にわざわひをかくべからんやうはいかにぞとがめける、べんけいこれを聞て、かたのごとくせんだち候はんずる上は山ぼうし原が申事を御とがめ候てはせんなしやあやまと坊そこのき候へとぞ申ける、いはれてせきやのえんに給へる、是こそ判官にておはしませしけれ、辨慶申けるは、是ははぐる山のさぬき坊と申山伏にて候が、くま野に参りて年ごもりして下向申候、九郎判官殿とかやをば、みの、國とやらんをはりの國とやらんより、いけどりてみやこへ上るとやらん承候しか、はぐる山ぶしが判官といはるべきやうこそなけれと言けれ共、なにとちんじ給へ共、弓に矢をはげ太刀長刀のさやをばづしてぞゐたりける、あとの人々も七人つれてぞきたりける、いとせき守共さればこそとて、大せいの中に取こめて、たゞ打ころせとおめきければ、北のかたきえ入心ちし給けり、あるせきもり申けるは、玄ばら